

**青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について****1 提案理由**

浪岡高齢者いきいきセンターの管理運営業務については、同一敷地内に設置する浪岡中央児童館との一括管理による管理運営費用のコスト低減を期待し、平成19年度の指定管理者制度導入以降、浪岡地区内児童館（7施設）の指定管理者が児童館の管理運営業務と併せて実施していた。

今般、令和7年1月に積雪のため倒壊した浪岡中央児童館の児童館機能を移転することとしたことから、同児童館と一括して管理運営業務を行ってきた浪岡高齢者いきいきセンターの管理運営を市が直接行うことができるようするため提案するもの。

**《青森市浪岡高齢者いきいきセンターの概要》****【設置目的】**

高齢者に対し福祉教養の向上、レクリエーション、健増進等のための場を供与するため。

- 建築年月日 平成11年9月10日
- 所在地 青森市浪岡大字浪岡字細田200番地2
- 構造 木造モルタル造 平屋建（和室1室）
- 建物面積 65.66 m<sup>2</sup>

利用状況	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申請数（件）	20	31	33	21
利用者数（人）	266	407	316	244

**2 改正内容**

- ・センターの管理について、市長が指定するものに行わせるとしているが、市直営による管理ができるることとするもの。
- ・センター使用後の原状回復義務について、履行されない場合は指定管理者が代行するとしているが、市長が代行できることとするもの。

**3 管理体制**

項目	改正後	改正前
管理方法	市直営（令和8年度～）	指定管理（令和3年度～令和7年度）
管理内容	使用許可の申請受付、施設の維持管理	同左
管理体制	浪岡振興部健康福祉課（介護保険T）	指定管理者（特定非営利法人NPO婆娑羅凡人舎）
開設時間	8時30分～16時	同左

**4 施行期日**

令和8年4月1日

## 青森市浪岡高齢者いきいきセンタ一条例(平成十七年条例第百三十三号)

## 新旧対照表

改正後	改正前
第一条～第十条 (略) (指定管理者による管理)	第一条～第十条 (略) (指定管理者による管理)
第十一条 センターの管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年青森市条例第三十号)に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを行わせることができる。	第十一条 センターの管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年青森市条例第三十号)に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、これを行わせる_____。
第十二条・第十三条 (略) (原状回復)	第十二条・第十三条 (略) (原状回復)
第十四条 (略) 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、 <u>市長</u> 又は <u>指定管理者</u> においてこれを代行し、使用者からその費用を市長が徴収する。	第十四条 (略) 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、 <u>指定管理者</u> においてこれを代行し、使用者からその費用を市長が徴収する。
第十五条 (略)	第十五条 (略)